褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年四月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

鈴木加津彦　　松永　昌一　　江口周三郎
三澄　正一　　増田寛次郎　　奥野　善彦
徳力　康乃　　麻田　脩二　　楠原辰次郎
久保　嶺爾　　**塚越**　仁慈　　吉川　修平
小村　勇一　　小村小夜子　　藤原　幸造

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年四月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

岩松　和男　　望月　重延
中村　夏雄　　丸野内　棣
梅野　　隆　　小松富士子　　髙橋甲子男
吉田　　照哉

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年四月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

甫田　　茂　　堀川　幸子　　**齋**藤あや子
佐藤　正巳　　長岡今朝吉

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

日比野　尚

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年四月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を贈与された者は、次のとおりである。

大韓民国人　　金　　洛洙

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年四月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

建畠　　嘉　　久保　恒彦

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年四月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

キング醸造株式会社
ニッセイロールペーパー株式会社
現創会
株式会社アラジン
霧島酒造株式会社
株式会社ハンズマン
エスフーズ株式会社
株式会社宮崎銀行
株式会社テレビ宮崎
宮崎県遊技業協同組合
南日本酪農協同株式会社
株式会社中鳥製作所
有限会社ぢゃうざの丸岡
社団法人大阪外食産業協会
サントリーホールディングス株式会社
社団法人日本音楽事業者協会
株式会社微生物化学研究所
丸玉産業株式会社
株式会社石黒製薬所

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年四月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故髙野千代子遺族　　髙野　　剛

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年四月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故富田泰司遺族　富田　　貢

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十三年四月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故佐々木晟遺族　佐々木貞子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

法　務

公証人任免

千葉地方法務局所属公証人富田隆夫は願により公証人を免ぜられた。

伊藤明浩は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人富田隆夫の後任を命ぜられた。（以上四月二十六日）（法務省）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年5月9日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年5月9日

経済産業大臣　海江田万里

記

1．改正された日本工業規格

照明基準総則　　Z9110

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第1項及び第169条第1項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成23年5月9日

国土交通大臣　大畠　章宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等航空整備士（飛行機に限る。）、一等航空運航整備士（飛行機に限る。）及び航空工場整備士の資格に係る技能証明

二　航空工場整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

三　運航管理者技能検定

四　事業用操縦士、自家用操縦士、航空通信士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

五　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

六　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

七　計器飛行証明

八　操縦教育証明

九　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第四号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成23年7月24日（日）①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市

二　前項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成23年7月25日（月）③東京都⑤大阪市⑧那覇市

三　前項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験　平成23年7月24日（日）③東京都⑤大阪市

3　申請書の受付期間　平成23年6月6日（月）から平成23年6月14日（火）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南1丁目1番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成23年6月17日（金）までに提出すること。